

機関保証制度の概要

1. 制度の目的

連帯保証人や保証人を立てることなく、自らの意志と責任において高等教育機関において学ぶことができるよう、一定の保証料を保証機関に支払うことにより、奨学金の貸与が受けられるように設けられた。

2. 実施主体

公益財団法人 日本国際教育支援協会

3. 制度の対象

平成16年度以降の奨学金採用者

（奨学金申込時に人的保証又は機関保証を任意で選択）

4. 保証の範囲

元金、利息及び延滞金

5. 保証の期間

在学中及び返還中（最長20年間）

6. 保証料の水準

最高で年率0.7%未満

当面年率0.693%。

貸与月額6万4千円（無利子：私立自宅外）では、保証料月額3,137円。

7. 保証料の徴収方法

在学中の貸与月額から保証料を差し引いて徴収することを基本とする。

（奨学生が、保証料を保証機関に直接払い込むことも可能。）

8. 加入率（平成26年度実績）

機関保証 46.3%

人的保証 53.7%

